

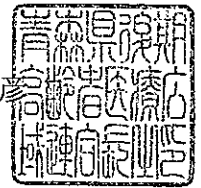
青森県後期高齢者医療広域連合告示第4号

令和5年度青森県後期高齢者医療広域連合予算について、地方自治法第292条において準用する同法第219条第2項の規定により公表する。

令和5年2月20日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺 晃



議案第 1 号

令和 5 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 5 年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 6 9 , 3 1 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

青森県後期高齢者医療広域連合長 小野寺 晃彦

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

款	項	金	額
1 分担金及び負担金			624,589
	1 負担金		624,589
2 財産収入			13
	1 財産運用収入		13
3 繰入金			39,616
	1 基金繰入金		39,616
4 繰越金			5,000
	1 繰越金		5,000
5 諸収入			100
	1 預金利子		34
	2 雑入		66
歳入	合計		669,318

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		1,135
	1 議会費	1,135
2 総務費		658,183
	1 総務管理費	658,070
	2 選挙費	54
	3 監査委員費	59
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出	合計	669,318

## 第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
契約開始期間を年度当初としなければ支障を来たす業務等	令和6年度	支障を来たす業務等に要する経費

議案第 2 号

令和 5 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度青森県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 7 3 , 7 7 8 , 7 4 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

青森県後期高齢者医療広域連合長 小野寺 晃彦

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市町村支出金		29,501,746
	1 市町村負担金	29,501,746
2 国庫支出金		59,418,238
	1 国庫負担金	42,055,584
	2 国庫補助金	17,362,654
3 県支出金		14,540,849
	1 県負担金	14,540,848
	2 県財政安定化基金支出金	1
4 支払基金交付金		67,699,084
	1 支払基金交付金	67,699,084
5 特別高額医療費共同事業交付金		47,740
	1 特別高額医療費共同事業交付金	47,740
6 財産収入		420
	1 財産運用収入	420
7 繰入金		2,337,249
	1 一般会計繰入金	480,781
	2 基金繰入金	1,856,468
8 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸収入		183,416
	1 延滞金、加算金及び過料	1,201
	2 預金利子	1,200

(単位 千円)

款	項	金額
	3 雑入	181,015
歳入	合計	173,778,743



歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		575,566
	1 総務管理費	575,566
2 保険給付費		171,653,405
	1 療養諸費	169,628,675
	2 高額療養諸費	1,318,000
	3 その他医療給付費	706,730
3 県財政安定化基金拠出金		37,092
	1 県財政安定化基金拠出金	37,092
4 特別高額医療費共同事業拠出金		91,960
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	91,960
5 保健事業費		1,294,218
	1 保健事業費	1,294,218
6 公債費		1,001
	1 県財政安定化基金償還金	1
	2 公債費	1,000
7 諸支出金		25,501
	1 償還金及び還付加算金	25,501
8 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出	合計	173,778,743

## 第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
契約開始期間を年度当初としなければ支障を来たす業務等	令和6年度	支障を来たす業務等に要する経費